

赤磐市立軽部小学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月改訂

いじめに関する現状と課題

- 同学年内や年齢の近い異学年児童に対して、数人のグループによる仲間はずれ等のいじめを行うことがある。
- 児童の日記や普段と違う行動、保護者からの電話連絡等により、比較的早くいじめ等の問題行動の情報が学校に入ってくる。
- 毎週金曜日の職員終礼時に、生徒指導上の問題やその解決方法についての共通理解を図り、全教職員が協力し早期解決に向けて取り組むことができる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学習や生活のきまりを守り、望ましい学習や生活習慣の育成をすること。
- 各学級で学級遊びの実施や仲間班での縦割り班活動による仲間づくりをすること。
- 定期的な教育相談の実施や全教職員の協力体制の構築により、情報収集や、いじめ等の生徒指導上・特別支援教育上の問題への対応を図る。

<重点となる取組>

- 異年齢集団による縦割り活動や全校活動を充実させることにより、仲間づくりや高学年児童のリーダーシップを養成する。
- 特別活動を活用し、児童一人ひとりの自己肯定感を高める。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校基本方針をPTA総会で説明し、いじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、必要に応じて学級懇談会を活用したいじめ問題の意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。 ○インターネット上のいじめの問題等に関するPTA研修会を実施し、啓蒙に努める。 ○学校評議員の協力を得たり、青少年健全育成会議の場を活用したりして、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。(お店、あかいわ祭り等) ○学校便り等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。 	<p>生徒指導推進委員会</p> <p><推進委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口 ○いじめ事案等が発生したときは、問題行動対策委員会を開催 <p><推進委員会・対策委員会の開催時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ○年1回(3学期)に行い、外部委員も参加 ○対策委員会は必要に応じて外部委員も参加し実施 <p><推進委員会・対策委員会の内容の職員への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員会議や職員終礼で全教職員に周知、緊急の場合は臨時職員会議等で伝達 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ○校外 <ul style="list-style-type: none"> ・(推進委員会) 学校評議員 等 ・(対策委員会) カウンセラー・PTA会長・笹岡駐在所 等 ○校内 <ul style="list-style-type: none"> ・(推進委員会) 校長・教頭・生徒指導主事 等 ・(対策委員会) 校長・教頭・生徒指導主事・関係職員 等 <p>全 教 職 員</p>	<p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県・市教育委員会 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ネットパトロールによる監視 ○専門スタッフ等の派遣 ○SC, SSW <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ○教頭 <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ○赤磐警察署・笹岡駐在所 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○非行防止教室等の実施 ○定期的な情報交換・連絡会議の実施 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主事・教頭 <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校区内 各小中学校 <p><連携内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報交換 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長,教頭,生徒指導,養護 等

学校が実施する取組

①	<p><教員研修></p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の指導力向上のため、いじめの防止や仲間づくり等の学級経営や積極的な生徒指導に関わる研修を実施する。 <p><仲間づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ○縦割り班による班活動・掃除・全校活動により、異年齢集団の仲間づくりと、高学年児童のリーダーシップを養成する。 ○体育科において、低・中・高学年ごとに合同授業を実施することにより、上学年児童のリーダーシップを養成する。 ○各学級で学級遊びを計画的に実施することにより、各学級内の仲間づくりを行う。 ○各学級での当番活動や係活動を活性化させたり、「目標達成への喜び」を味わわせたりすることにより、自己有用感や充実感が感じられる学級づくり・学校づくりを行う。 ○道徳や学活においてソーシャルスキルトレーニングを取り入れることによって問題行動の未然防止に努める。
②	<p><実態把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態把握のためのアンケートと定期教育相談を年2回実施し、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p><情報共有></p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎週金曜日の職員終礼時に、生徒指導連絡会を位置づけ、各教職員がつかんだ児童の問題行動に関する情報交換を行う。 ○職員会議等において、教育相談後の気になる児童に関わる情報の共通理解を図る。 <p><家庭への啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校便り等に、積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントや学校への早期連絡の必要性等を掲載する。
③	<p><いじめの有無の確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ○本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときには、速やかに、いじめ事実の有無の確認を行う。 <p><いじめへの組織的対応の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめへの組織的対応を行うため、問題行動対策委員会を開催する。 <p><いじめられた児童への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめがあったことが確認された場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p><いじめた児童への指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめた児童に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。